

申 出 書

2023年（令和5年）5月30日

東北経済産業局産業部消費経済課 御中

〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

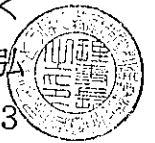
内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477



下記の事業者の取引は、下記のとおり特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあることから、特定商取引に関する法律第60条に基づき、適当な措置を取られるよう申出をする。

記

第1 申出に係る事業者

- 1 東京都大田区蒲田四丁目18番27号
株式会社防災センター 代表取締役森山典英
- 2 東京都中央区日本橋四丁目5番15号
株式会社防災センター 代表取締役森山典英

第2 申出に係る取引の態様

訪問販売

第3 申出の理由

- 1 当事者
(1) 申出人は、当事者消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法

人である。2017年（平成29年）4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けている。

(2) 事業者は、主に宮城県や東京周辺で消火器等の訪問販売を行っている株式会社である。

2 申出に至る経緯

(1) 事業者は、消火器リースと称して期間10年の契約を締結させ、顧客からの中途解約を制限する条項とともに、やむなく解約をした場合には残余代金を一括して支払うものとする条項、その他リース契約にみられるような顧客に重い義務を負わせる不当条項を多数盛り込んだ契約書を使用し違法・不当な営業を行ったこと等を理由に、東北経済産業局及び宮城県から、業務停止処分を受けた。それにもかかわらず、事業者は、不当な条項を盛り込んだ契約書等の使用を継続するとともに、「全国一有利な料金」「家庭に消火器を設置することは条例で義務づけられている」などの不実告知や虚偽の内容が書かれたチラシによる勧誘を続け、多くの被害を発生させた。

(2) そこで、消費者市民ネットとうほく（以下「当団体」という）は、平成30年7月に、仙台地方裁判所に、事業者の不当条項や違法な勧誘等の差し止めを求める訴えを提起した。地方裁判所の判決（令和3年3月30日言い渡し）では、一部差止めが認められない条項等もあったが、控訴審の仙台高等裁判所の判決（令和3年12月16日言い渡し）では、当団体が不服として争った原審敗訴部分の条項を含む、全ての契約条項や勧誘行為等の差し止めが認められた。事業者はこの判決を不服として上告及び上告受理申立をしたが、最高裁判所は、令和4年6月3日に上告棄却及び不受理の判断を示し、本件の訴訟は当団体の全面勝訴（全ての契約条項や勧誘行為等の差し止め）で終結した。

(3) しかし、最高裁判決の後、事業者が過去に顧客であった者の自宅を訪問し、裁判で差し止められた契約条項が記載されたものとは別の契約書や勧誘チラシ等を使用して、改めて消火器の訪問販売を行っているとの情報が、仙台市内を中心に多数寄せられるようになった。

(4) 最近の事業者の訪問販売には、以下のような問題点が認められる。

①不意打ち的な訪問

事業者が訪問販売の対象としている者の多くは、過去事業者との間で期間を10年と定める消火器リースと称する契約を締結していた者たちで

ある。事業者は、契約日から10年が経過する前に、過去の顧客のもとを訪れ、再契約と称して古い消火器を回収し、新しい消火器を対象とした10年の契約（古い消火器分の残期間を上乗せする事例もある）を締結している。

事業者の訪問販売は、事前の予告がない不意打ち的なものが大半であり、突然訪問を付けた顧客は、後述するように事業者の説明や契約関係資料の内容が分かりにくいことも相まって、契約内容をよく理解できないうちに、事業者に勧められるがまま契約書に署名押印をさせられ、古い消火器の回収と引き換えに、新しい消火器を設置されている事案が多い。

②不明確な契約内容

事業者の取引は、消火器ないしは火災警報器が対象商品とされ、その契約書には「10年間完全保証契約書」というタイトルが付されているものの、取引の種類が何か（売買なのかリースなのかそれ以外なのか）は何ら表示されていない。

「物件商品名」に対応する金額が10年価格として表示されるのみで（ナマズ消火器が29,800円、ゼブラ警報器が15,000円とされている）、顧客がどのような権利・利益を受けることへの対価なのかが全く分からない。また、契約を説明するためのチラシその他の資料も、日本語の意味すら分かりにくいものが大半である。

そのため、契約した顧客の中には、何の契約をしたのかが分からないまま、事業者に求められるがまま契約書に署名押印をしてしまっている者が数多く存在している。

③クーリング・オフの行使妨害

上記消火器の訪問販売に対する代金の支払いについては、「契約日を含む15日以内」とされているが、契約日から8日経過以降に、契約者のもとに「振込取扱票」が郵送されてくるといふ扱いがなされている。契約者の中には、代金の支払い通知が届いてはじめて本件契約が有償であることに気がついた者も少なくないが、通知が郵送された時点では特定商取引法所定のクーリング・オフ期間（8日間）が経過していることから（後述するとおり、書面交付義務が履行されていないことから、クーリング・オフは制限されないと考えられるが、形式的には期間が経過していることにより）、クーリング・オフを断念してしまっている者も相当数いるものと思われる。

また、通知が届いた後にクーリング・オフを申し入れた者に対しては、

事業者は、クーリング・オフ期間経過を理由に解約を拒み、代金の支払いを求めている。

(5) 事業者の特定商取引法違反

前項で述べた事業者の消火器訪問販売には、以下に述べるような特定商取引法違反が認められる。

① 書面交付義務違反

特定商取引法において、訪問販売業者は、所定の事項を記載した契約書面等の交付が義務づけられており、その書面には「商品若しくは権利又は役務の種類」が記載しなければならないとされている（同法第4条1号）。ところが、前項で述べたように、事業者が顧客と取り交わしている契約書や勧誘時に交付しているその他の資料においては、契約の性質や内容が記載されておらず、消火器を商品とする売買なのか、消火器の使用と他のサービスがセットとなった役務提供契約なのかが全く分からない。

事業者は、このような契約の中核となる事項を明らかにする書面を交付しておらず、特定商取引法の書面交付義務に違反することは明らかである。

② クーリング・オフ妨害

特定商取引法においては、クーリング・オフを妨害する行為を禁止しているが（同法第6条1項）、前項で述べたとおり、事業者は、クーリング・オフ期間（8日間）が経過した後に、代金の支払いを求める通知を郵送し、その後に、クーリング・オフの通知をした顧客に対しては、期間経過を理由に解約を拒んでいる。

顧客の中には、不本意ながらクーリング・オフを断念して代金を支払った者や、支払った代金の返還を諦める者も少なからずいるものと予想される。

そもそも、上記①で述べたように、事業者は書面交付義務を果たしておらず、契約から8日の期間経過によってもクーリング・オフ期間は徒過していないのであるから、このような観点からもクーリング・オフの行使を拒むこと自体が不当である。

以上のような理由により、事業者行為は、特定商取引法上のクーリング・オフ妨害（禁止行為違反）に当たることは明らかである。

(6) むすび

以上のとおり、事業者には、特定商取引法第8条に定める業務停止事由に該当する行為が認められることから、事業者に対し、特定商取引法第60条に基づき、適当な措置を取られるよう本申出に及ぶものである。

第4 添付資料

- (1) これまでの行政処分決定
- (2) 仙台高裁判決
- (3) 最高裁判決後の事業者の勧誘資料